

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>本事業は法定受託事務であり、すべて廃棄物処理法に基づき行っているものです。 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対しては、産業廃棄物の適正処理に向けて監視・指導をしています。 また、許可業務についても、法に基づき適正に行っています。</p>
「見直し」 「改善」案	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化、執務スペースの確保につながるよう、書類保管場所の大部分を占める事業者台帳について保存期間が過ぎた書類については、重要度に応じて廃棄していくよう努める。 ・産業廃棄物処理業者への指導を適性におこなうため、立入検査など定期的に現場を確認するよう努める。